

コピスみよしで イベントやろう!

申請の
手引き

令和9年度

三芳町芸術文化支援事業 募集

会場使用料
支援

事業実施
助言

チケット
取扱い

会場運営
補助

申請期間

令和8年 9月1日(火)~11月30日(月)

対象

令和9年度中にコピスみよしで実施するイベント
音楽・美術・演劇・ダンス・映像・伝統芸能などジャンル問わず。

問合せ

三芳町役場 4階 文化・スポーツ推進課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保1100-1
☎049-258-0019 (内線432)
FAX049-293-9755



詳しくは
町HPへ
アクセス

三芳町では、「三芳町芸術文化支援事業」（以下「支援事業」といいます。）について、住民の皆さんから募集します。

この支援事業は、住民の皆さんが主人公となる芸術文化活動を町が応援する制度です。対象となる事業には、経費面での支援のほか、独創的な芸術文化活動を実現できるよう助言などのサポートも行います。

町は、この支援を通じて、皆さんの自立した活動を後押しするとともに、より多くの住民が芸術文化に触れ、地域の感性を豊かにすることをめざしています。

皆さんのご応募をお待ちしています。

※文中**マーカー**の部分は、昨年から変更となった箇所です。

1. 対象となる事業

支援事業は、次の（１）～（７）の要件を全て満たす事業とします。

音楽、美術、演劇、ダンス、映像、伝統芸能など、ジャンルは問いません。

- （１） コピスみよし（三芳町文化会館）で実施すること。
- （２） 令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までに実施すること。
- （３） 三芳町の芸術文化活動の推進または振興を主たる目的としていること。
- （４） 事業の対象が特定の団体や個人ではなく、広く住民の発表・鑑賞・参加の機会提供が主たる目的の事業であること。
- （５） 事業の宣伝及び実施等を利用して、営利行為、宗教の布教、政治活動、第三者への寄付を行う事業ではないこと。
- （６） 来場者が有料の参加費（チケット代等）を支払うことで参加できる事業であること。
ただし展示室を使う展示会等はこの限りではない。
- （７） 事業を企画・運営・実施する団体、個人が次の要件をすべて満たすこと。
 - ① 町内に居住し、勤務し、在学し、又は町内において芸術文化に関する活動を行う者であること。
 - ② 地方公共団体、または地方公共団体の主導により設立された公益法人等でないこと。
ただし、住民の自主的、自発的な参加により行われる活動についてはこの限りではありません。
 - ③ 団体の意思を決定、執行する組織等が確立していること。
 - ④ 自ら明確な経理、監査する会計組織等を有すること。
 - ⑤ 暴力団及び暴力団の統制下でない者で構成されていること。

2. 支援内容

三芳町では、下記（１）～（４）の支援を行います。

※採択回数により制限あり。詳しくは次ページへ。

（１） 会場使用料の支援

本番に関する施設使用料及び付帯設備使用料を支援します。

施設名	最大 客席数	日数	主な用途
ホール	497 席	1 日	公演、発表会 など
ミニホール	100 席	2 日	公演、発表会、展示会、ワークショップ など
展示室	—	2 週間	展示会 など

※本番当日以外の舞台リハーサルは1回までの支援とします。

※準備、リハーサル、撤収の時間を考慮して会場を確保してください。

（２） 事業実施に向けた助言

円滑な事業実施・宣伝に向けて、助言を行います。気軽にご相談ください。

※チラシ制作や宣伝の文言作成を三芳町及びコピスみよしが代行することはありません。あくまで助言のみとご理解ください。

（３） チケット取り扱い

入場チケット等の販売窓口をコピスみよしで取り扱います。

（４） 会場運営の補助

公演当日の会場運営（表周り）の人員について、スタッフ3名を無償で手配します。

※会場運営には上記以外にもスタッフ人員が必要です。詳しくは8ページをご覧ください。

※上記の支援内容は、採択回数に応じて、次の表のとおり段階的に変更します。

支援内容

令和9年度	新規	採択2～3回目	採択4～10回目	採択11回目以上
令和10年度以降	新規	採択2～3回目	採択4～5回目	採択6回目以上
会場使用料の支援	◎全額	◎全額	○半額	×無し
事業実施に向けた助言	○	○	△※1	△※1
チケットのコピス取扱い	◎無償	◎無償	○有償	○有償
会場運営の補助（ホール開催）	○3人	○3人	×無し	×無し
広報みよし・町HPへの掲載	○	○	○	○
町公共施設へのチラシ配布	○	○	△※2	△※2
応募書類	様式1・8	様式1～4	様式1～4	様式1～4
採択の優先度（Aが最も高い）	A	B	C	D

※1…舞台進行及び案内受付の打合わせは団体自身で行ってください。

※2…団体が自ら各公共施設に配布依頼してください。

令和8年から順次内容の見直しを行っています。

3. 申請方法

期間	令和8年9月1日（火）～令和8年11月30日（月）
必要書類	様式第1号 申請書 様式第2号 事業計画書 様式第3号 収支予算書 様式第4号 団体構成員名簿 様式第8号 事業計画及び予算書（新規申請者用） その他 過去に公演等の活動実績があれば、そのチラシやプログラム、記録物（CDやDVD）、新聞記事等も併せて提出してください。
提出方法	三芳町役場4階文化・スポーツ推進課まで持参し、上記必要書類を提出してください（8:30～17:15、土日祝を除く）。新規申請団体につきましては、提出前の事前相談を必須といたしますので11月20日（金）までに文化・スポーツ推進課までご連絡ください。
その他	様式第1～4及び8号は返却いたしませんので、ご了承ください。 その他の記録については返却します。 質問等は文化・スポーツ推進課までお問い合わせください。

※各種用紙（指定様式）につきましては、三芳町のホームページ、または文化・スポーツ推進課（役場4階）、コピスみよし、各公民館にあります。

4. 選考及び決定

三芳町、コピスみよし指定管理者等で構成される選定委員会にて、より多くの住民が多種多様な芸術文化に親しむことができるとともに、多様な主催者に支援の機会を広げることがを目的に次の審査基準により選考・決定します。

〈審査基準〉

(1) 事業内容

- ・ 事業の対象が特定の団体や個人ではなく、広く住民の発表・鑑賞・参加の機会提供が主たる目的の事業であるか（公益性）。
- ・ 町が支援するのにふさわしい内容であるか。

(2) 実現性

- ・ 事業計画及び予算計画が具体的かつ妥当であるか。
- ・ 積極的な宣伝や広報に努めることができるか。
- ・ 三芳町との打ち合わせ会に参加するほか、随時連絡を取って計画的に実施することができるか。

(3) 経費の適正性

- ・ 収支計画が適正に行われる体制であるか。
- ・ 会場使用料の支援が有効に活用される事業であるか。

(4) 事業効果

- ・ さらなる活動意欲の醸成や人材の育成が図られるか。
- ・ 町の芸術文化レベルの向上につながるものであるか。

〈その他〉

支援の決定において、選定委員会より追加の条件を提示する場合があります。

選考スケジュール (予定)	1 2 月上旬	選定委員会開催
	1 2 月中旬	対象事業の決定
	1 2 月下旬	申請者に選考結果のみを文書で通知
選考事業の上限	最大で5事業	

5. 支援事業の主催者が行うこと

(1) 打ち合わせへの参加・事業の計画と実行・進捗状況の報告

事業実施に向けて、三芳町が指定する打ち合わせ会に参加し、打ち合わせ会で配布する資料や協議を踏まえ、計画、実行してください。また、事業の進捗状況を随時報告してください。

(2) 積極的な集客

支援事業のポスター、チラシ、プログラム、ホームページ、各紙記事等で周知を行い、主体的に集客を行ってください。

※各種発行物、記録物、ホームページなどには「令和9年度三芳町芸術文化支援事業」であることを記載してください。

(3) 報告書等の提出・反省会の実施

事業終了後30日以内に、下記の書類を三芳町役場文化・スポーツ推進課に提出してください。また、書類提出後に反省会を実施しますので必ず出席してください。

〈提出書類〉

- ・様式第5号 事業実績報告書
- ・様式第6号 収支決算書
- ・事業のチラシ、プログラム等の記録資料

6. 収入・支出

(1) 入場料

すべての入場料は、申請者の収入とします。ただし、入場料は、総収入と総支出が同等以下になるような額を目安に設定してください。

(2) その他の収入

他の協賛金や補助金等との併用を検討する場合、ただちにお知らせください。本支援事業は非営利の事業を対象としているため、必要以上の利益が生じないようにしてください。

なお、活動維持のための団体構成員からの会費や次回開催に向けた積立金等については、本支援事業の収入とみなしませんので、報告は不要です。

※収入の一部または全額を第三者へ寄付することはできません。

ただし、災害等の支援を目的とした募金箱を会場に設置し、来場者が自発的に行った募金の全額を福祉事業者等に寄付する場合は問題ありません。全額寄付したことを証明する書類（領収書等）及び寄付の用途を証明する書類を提出してください。

(3) 経費の支出

三芳町またはコピスみよし指定管理者が、事業に係わる経費の立て替え等をするとはありません。

7. チケット

(1) チケットの取り扱い

チケット販売窓口はコピスみよしとします（主催者の単独販売は不可）。

ただし、出演者等が手売りするために、チケット総数の一部を主催者に預けることは可能です。

(2) コピスみよしで扱うチケット販売の手数料

採択回数に応じて、手数料（売上の10%）が発生します。詳しくは3ページの支援内容の表をご覧ください。

(3) チケット用紙

原則としてコピスみよしのチケット券面を利用してください。チケットの紙代及びその印字に係る費用負担はありません。

※印字していないチケット用紙の提供はできません。

※指定の注意事項等を記載すれば、主催者が独自に作成するチケットの使用も可能です。

(4) 招待チケット

無償での招待は原則不可です。近年、多数の無償招待チケットを発行しているケースが見受けられ、将来的な自立の妨げとなっている状況があります。

何らかの事情で招待チケットを発行したい場合は、文化・スポーツ推進課へ事前に相談してください。

〈参考〉支援事業の対象となる要件について

「事業の対象が特定の団体や個人ではなく、広く住民の発表・鑑賞・参加の機会提供が主たる目的の事業であること」及び「来場者が有料の参加費（チケット代等）を支払うことで参加できる事業であること」。

8. 広報・宣伝

(1) 町内各学校への周知

保護者向け連絡アプリでの配信となります（チラシ配布は原則として不可）。配信したい内容のタイトル・本文・添付画像を作成し、文化・スポーツ推進課へ依頼してください。

(2) 町内各保育所・幼稚園への周知

町立の保育所は役場経由での配布が可能です。主催者がチラシを仕分け、文化・スポーツ推進課窓口へ持参してください。私立の施設については主催者が各施設に直接相談・持参してください。

(3) 町広報紙・他市町村広報紙への掲載

三芳町広報紙への掲載依頼は文化・スポーツ推進課経由で行うため、指定する期日までに原稿を提出してください。三芳町以外の広報紙へ掲載を希望する場合は、主催者が直接各市町村へお問い合わせください。

(4) コピスみよし実施イベントでのチラシ配布

コピスみよし主催事業であれば、配布が可能です。必要枚数をコピスみよしに確認の上、持参してください。その他は各イベントの主催者にお問い合わせください。

(5) 支援事業各団体の相互の宣伝協力

町全体の芸術文化推進のため、支援事業各団体からのチラシ挟み込み依頼等に積極的に協力し、相互に宣伝をお願いします。

9. 会場・ピアノ

(1) 会場について

準備、リハーサル、撤収の時間を考慮して会場を確保してください。
※本番当日以外の舞台リハーサルは1回までの支援とします。

(2) ピアノ調律の手配

コンサートピアノの適切な維持のため、コピスみよしが普段依頼している調律業者に依頼してください。
※調律にかかる費用は主催者の負担となります。

10. スタッフ

(1) 必ず必要なスタッフ

役割	人数	備考
受付	2人	専任スタッフが 必ず必要です。
扉係	2人	
入場列・誘導	2人	

※出演者がスタッフを兼ねることはせず、必ず協力者を募ってください

※上記の他に、贈物受付・物販・アナウンス等のスタッフが必要な場合は、追加で協力者を集めてください。

※ホールを使用する公演かつ採択が3回目までの事業に限り、上記のスタッフ数のうち、3名を無償で手配します。

11. その他

- (1) 支援決定前にコピスみよしの施設を予約して支払った施設利用料は、決定後に返還します。
- (2) 支援決定後、虚偽の報告など何らかの疑義が生じた場合、支援を取り消す場合があります。
- (3) 支援決定後、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。
- (4) 演奏者が JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）管理曲を上演する場合は、JASRAC への使用手続きをコピスみよし指定管理者が行います。なお、JASRAC 管理曲以外の著作物の使用については、楽譜の使用も含み、申請者が権利者に対し正式な手続きを執り行うようにしてください。
- (5) 事業報告書を受理後、町が事業全体における支援検証を行います。
- (6) その他、疑義等が生じた場合は、その都度話し合いにより解決します。

12. よくある質問

Q JASRAC への申請はなぜコピスみよし指定管理者が行うのですか？

- A JASRAC とコピスみよし指定管理者が包括契約をしているため、単独で申請するより使用料が安くなる場合があるからです。なお、使用料の請求は公演終了からおよそ1ヶ月後になります。

Q 公演当日、会場ロビーでCDなどの物品販売は行えますか？

A 支援事業の出演者が実演するCDや、執筆した本、または応援グッズなど自立を目的とした活動であれば問題ありません。ただし、支援事業の対象となる要件にあるとおり、事業の宣伝及び実施等を利用して、営利行為、宗教の布教、政治活動、第三者への寄付を行う行為にならないよう注意してください。また、売上の一部を販売手数料としてコピスみよしに支払う必要がありますので、ご了承ください。

Q 公演名に企業名を入れることは可能ですか？

A 支援事業を利用した営利行為に抵触するため、できません。
協賛がある場合、チラシ等への表記については事前にご相談ください。

Q 過年度選定された内容と同様に申請すれば、今回も支援が受けられますか？

A 支援対象の上限を5事業としています。芸術文化活動を行う団体の育成及び自立促進をすすめるため、毎回選定されるとは限りません。

Q 団体名や申請者名を変えれば新規団体とみなされますか？

A 関係者や事業内容が実質的に同じと判断した場合は、採択後でも取消または支援内容の変更となる場合があります。